○経済産業省
環境省告示第百九十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年十一月三十日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十三年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－707	サークル　CH　S－2L	サークル機工株式会社	北海道滝川市幸町3丁目3番12号

○経済産業省
環境省告示第百九十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年十一月三十日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十三年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－1	ボルボ　A40F	山崎マシーナリー株式会社	静岡県磐田市飛平松216番地1

○経済産業省
○国土交通省告示第百九十六号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、富士物産株式会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

1．変更する承認事業者の住所
新
東京都新宿区西新宿三丁目2番11号
旧
東京都中央区新川一丁目25番9号
2．変更年月日
平成23年10月3日

○国土交通省告示第千二百九十四号

長尾山航空灯台の供用を廃止するので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十五日　国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　危険航空灯台　長尾山航空灯台
三　航空灯火の位置及び所在地　北緯三十四度五十分三秒　東経百三十五度二十二分五十八秒　兵庫県宝塚市切畑字長尾山四番地の九十九
四　供用廃止の予定期日　平成二十四年一月十二日

○国土交通省告示第千二百九十五号

成田国際空港株式会社から成田国際空港の航空保安無線施設の変更について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十五日

国土交通大臣　前田　武志

第四項の表成田国際空港３４ＬＩＬＳの項中

331.096 331.104	2 0.2

を

グライドスロープ	331.096 331.104	2 0.2
ミドルマーカー	75	1

に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年一月九日から施行する。

○海上保安庁告示第二百六十七号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月十五日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「MH　964	同	JA　964A」
「MH　964	同	JA　964A
MH　965	同	JA　965A
MH　966	同	JA　966A」

を

に改める。

附　則

この告示は平成二十三年十二月十六日から施行する。

○防衛省告示第二百九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月十五日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十三年十二月二十一日（予備、同月二十二日から同月二十四日まで）の〇六三〇から一八〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦等　自衛艦二隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月十五日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十三年十二月二十一日（予備、同月二十二日から同月二十四日まで）の〇六三〇から一八〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
実施艦等　自衛艦二隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。